

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省22-3)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保						
施策の概要	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。						
達成すべき目標	平成24年度までに我が国の森林の温室効果ガス収集量を1,300万炭素トン確保する。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	46	29	23
		補正予算(b)	—	—	0	0	
		繰り越し等(c)	—	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	—	46	29	23
執行額(百万円)	—	—	44				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	京都議定書目標達成計画	平成20年3月28日					

測定指標	1 温室効果ガスの吸収量(CO ₂ 換算トン)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		—	—	—	4,400万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	4,700万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	—	(20~24年平均)4,767万
	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	気候変動枠組み条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、2010年4月に条約事務局に我が国における2008年の京都議定書に基づく吸収量を報告した。
	目標期間終了時点の総括	我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量4767万CO ₂ トン(基準年総排出量比の約3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成20~24年)に、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の改善に向けた検討を引き続き行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名	低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査室長 松澤 裕	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	-------------------	--------	---------------------------------------	----------	-------------